

桑名市におけるこども家庭センターの役割と新たな社会的養育

三重県桑名市子ども未来部子ども総合センター センター長
牧戸 貞

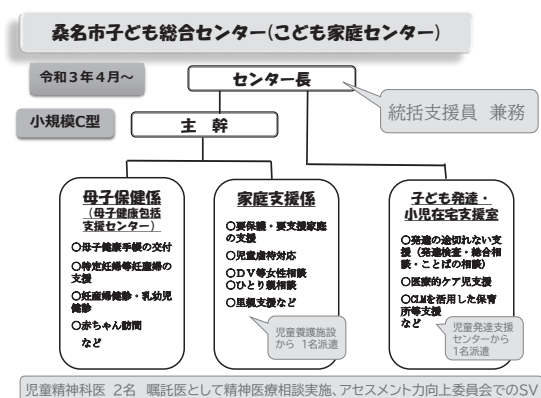


1 はじめに

改正児童福祉法が令和6年4月に施行されました。今回の改正では、市区町村が、児童福祉と母子保健が一体的に支援を行うこども家庭センターを設置すること、要保護・要支援家庭等を訪問して家事支援等を行う子育て世帯訪問支援事業やこどもの居場所づくりである児童育成支援拠点事業など家庭支援事業を充実させることなどとなっており、児童虐待の予防、子育て世帯の支援にあたり、市区町村の役割がより重視された内容となっています。

2 桑名市の紹介と設置ポリシー

図1 桑名市子ども総合センター組織図



桑名市は、三重県の北部に位置し、人口約14万人、児童人口は約2万人（令和5年3月末現在）で、伝統的な市街地に加え、名古屋市のベッドタウンとしても栄えているまちです。

こども家庭センターについては、令和6年4月に、小規模C型として設置しましたが、令和3年4月から、児童福祉と母子保健に加

え、障害児支援の3つのセクションを統合した子ども家庭総合支援拠点として活動していました。

これらを設置するにあたり、設置自体が目的となっただけではいけないと思い、そもそも何のために設置するのか、誰のために設置するのか、まずは、いわゆる設置にあたるポリシーをしっかりと作ろうと考えました。

何のためかとは、もちろん「地域のこどもたちの最善の利益を守る」ためです。

かつての要保護児童対策は、児童虐待を早期に発見し、「こどもの命を守ろう」というものでした。市区町村（特に児童福祉）は、その役割として、虐待を早期に発見したら、トリアージ後、児童相談所に通告し、その後は親子分離され施設入所などの「代替養育」となるか、もしくは家庭に戻り、再び虐待を受けていないか「見守る」の二択となっていることも多かったと思います。

このことを畠山（2023）は、あたかも市区町村は、崖の下でこどもたちが落ちてくるの

図2 畠山「令和5年度長野県市区町村子ども家庭支援体制強化研修」講演資料より



イラスト作：伊藤

を待って、落ちたこどもを早く発見して早く病院へ運ぼうとしてただけで、肝心の崖から落ちない対策をしてこなかったのではないかと指摘しています。

また、今回の改正児童福祉法では、パーマネンシー保障の概念が反映されていますが、畠山（2024）は、著書『パーマネンシーをめざす子ども家庭支援～共通理念に基づくケースマネジメントとそれぞれの役割』（2024岩崎学術出版社）の中で、パーマネンシーとは、「子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障」、「子どもが自分にコミットしてくれていると感じられる存在」、「そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所」、「いつでも頼ることができると信頼できる1人以上との『つながり』」と定義しています。

つまり、こどもは、このパーマネンシーが存在することで、困難を乗り越えて、成長することができ、その大人に支えてもらうことで、将来の夢や希望を確かなものにすることができると考えます。そのためには、家族機能を維持することが一番であり、崖から落ちない対策だけでなく、「もっと安全な真ん中の原っぱで、楽しいキャッチボールでもしようぜ！」的な支援が必要で、その手段のひとつとして、“代替養育”と“見守る”の中間の資源である、里親ショートステイやこどもの居場所、産後ケア事業などのいわゆる

る“新たな社会的養育”を充実させてきたところではあります。

このように、桑名市では、まず何のために誰のためにという設置ポリシーを決め、それを軸に、児童福祉と母子保健の一体的支援を含めた組織をどうするか、中間的な社会的資源をどうするか、サポートプランをどうするかなどを決めてきました。

余談ですが、私は地元で子どもたちにバドミントンを教えているのですが、軸がしっかりしている子は強くなります。軸がしっかりしていると相手に前後左右に振り回されてもおれずにしっかり対応できる。逆に軸がまだできていない子は、振り回され続け、いずれミスをして負けてしまいます。

私たちも同じで、軸をしっかり持つ。持つことでどのように進めていってよいか迷った時でも、軸に立ち返り、考えることで、答えが出てくることもあるのだと思います。

また、形だけ整えて、手段が目的になってしまうことも無くなるものと考えます。

3 桑名市の取り組み

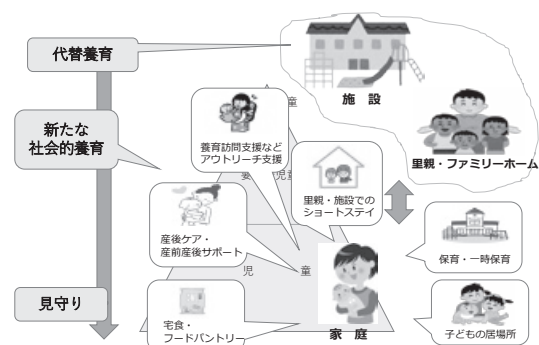
次に、桑名市の具体的な取り組みをご紹介します。

最初に、児童福祉と母子保健の一体的支援
です。

ご存じのように、児童虐待死亡事例のうち、一番被害に遭っているのは0歳0か月の赤ちゃんです。そのため、生まれてから支援をしたのでは遅いということで、妊娠時から支援をするために、母子保健と児童福祉が連携して支援しましょうというものです。

少し話は逸れますが、“一体的支援”と“一体化”は違います。“一体的支援”とは、別々の組織なり、チームが同じ目的で連携して支援するものですが、“一体化”は、同じ組織、同じ指揮命令系統で支援するものと考えます。

図3 桑名市新たな社会的養育



研修紹介 研修2 児童虐待への対応

桑名市は、この“一体化”にこだわって、同じ組織、同じ指揮命令系統、同じアセスメント、プランニング、支援を目指して組織を作りました。

それには、やはり同じフロアに横並びにした方がよいだろうとのことで、図4のように、市役所本庁舎の2階に横並びで設置しました。この写真は、統括支援員の私の席から見たものですが、右側と左側奥に母子保健係、左側手前に児童福祉の係を配置しています。また、見えていないところの右側隣に保育所や児童手当の係、さらに右側に教育委員会があり、連携しやすくなっています。

図4 桑名市子ども総合センター



この中で、真ん中のフロアが非常に大事な役割を担っていて、図5のように、このフロアに両係、時には発達支援の係も入って、ミニ合同ケース会議が開かれています。

図5 合同（ミニ）ケース会議



合同ケース会議については、進行管理を確認するために、別に月1回開催していますが、

本来の目的である両係の支援方針の共有などについては、日々の連携の中で行われています。

また、図6のように、児童福祉ケースワーカーと母子保健保健師が話し合って、日常的に合同で家庭訪問を行っているのですが、この合同家庭訪問がアセスメントの共有などに大きな効果を発揮していきまして、訪問前後に2人で車中で、「お母さん、大変そうだったね」とか、「ショートステイなど提案してみるのもどうだろう」とか話をするので、自然に見立てのすり合わせができています。

図6 合同家庭訪問



また、両係の役割分担であるとか、調整が必要な場合は、図7のように、統括支援員の前に集まってもらって、合同スーパーバイズを行い、組織としての意思を決定して支援を行うようにしています。

図7 合同スーパーバイズ



桑名市では、このような“一体化”のスタイルで実践して、はや4年が経とうとしているのですが、やはり“一体化”で良かったと思っ

ています。

何より違うのはスピード感です。特定妊婦や乳児の相談があった場合、以前であれば、まず、母子保健が動いて、どこかのタイミングで児童福祉に渡していました。今は、相談があれば、両係が中央のフロアに集まって、最初から一緒に動いています。どちらかの係で訪問したとしても、訪問後、必ず状況を共有して、もう一方の係は、いつでも動けるように準備をしています。

このことによって、早め早めに動くことができ、児童虐待に至る前に支援できるようになってきたかなと感じているところです。

また、センター内の各係のアセスメント力の向上と見立て方を共有するために、月1回、各係が集まってアセスメント力向上委員会(図8)という所内研修を開催しています。

図8 アセスメント力向上委員会



ここでは、1つの事例をじっくりと1〜2時間かけて議論します。ジェノグラムも3世代、4世代のものを作り、例えば虐待親も被虐待児だったとか、トラウマを抱えているとか、ヤングケアラーだったとか、背景の見立てを行い、効果的な支援の方法などを議論しています。

サポートプランや支援計画を作るには、サービスを組み合わせるだけでなく、アセスメントをしっかり行ったうえで効果的なものを作ることが大事だと思っており、委員会を開催することで、アセスメント力はもちろん、保護者との関係を作る力も向上したと感じてい

ます。

また、児童福祉だけでなく、母子保健等と一緒に検討することで、家族の見立て方の共有ができたのも大きな成果と感じています。

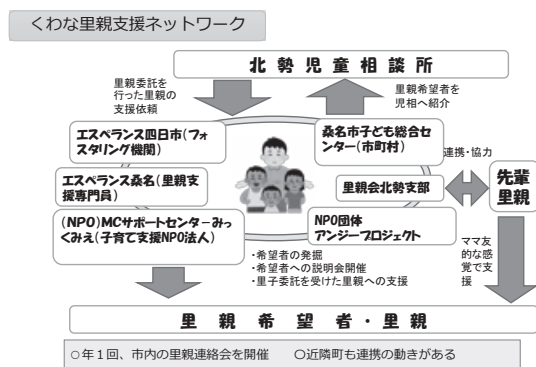
次に、地域資源の開拓の取り組みについてご紹介します。

桑名市では、民間団体の方々とのコラボに力を入れており、例えば、こども家庭センターにも、児童福祉の係に、市内の児童養護施設から児童指導員が1名、障害児支援の係に児童発達支援センターから保健師が1名、派遣委託契約を結び、一緒に仕事をしていただいています。

事業についても、里親の協力を得て里親ショートステイを、子ども食堂等の協力を得て、こどもの居場所づくりを進めています。

里親ショートステイについては、令和3年に始めたのですが、それに先駆け平成26年に、市と里親会、フォスタリング機関、NPO法人とで、くわな里親支援ネットワークを作りました(図9)。

図9 くわな里親支援ネットワーク



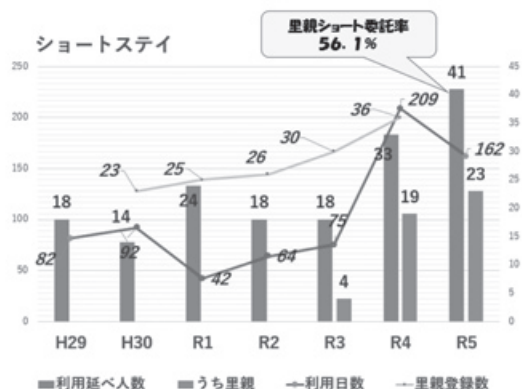
このネットワークでは、市の自治会などとのネットワークを活かして、小規模な説明会を行ったり、市内の里親連絡会を開催するなどして、里親の開拓、市と里親との顔の見える関係づくりなどを行ってきました。

そのような関係性もあり、里親ショートステイも比較的スムーズに導入することができました。また、地域にショートステイの受け

研修紹介 研修2 児童虐待への対応

皿が拡大したことなどから、利用者数も増加すると共に、啓発の効果から、市内の里親登録者数も増加しており、市区町村が里親開拓、里親支援に関わることで様々な効果がみられています。

図10 桑名市ショートステイ/里親登録実績



こどもの居場所づくりについても、様々な民間団体とコラボしています。

桑名市では、こどもが1人で行ける居場所をコンセプトに市内を6地域に分け、こども食堂や学童保育を実施している社会福祉法人に委託して、すべての地域に整備しました。この居場所は、地域のすべてのこどもが通える居場所としており、その中で要支援児童など、支援が必要なこどもについては、子ども総合センターと連携して支援を行っています。

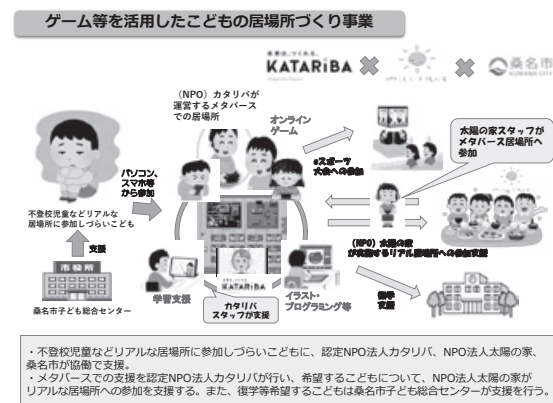
また、国の支援対象見守り強化事業を活用して、要保護・要支援児童家庭などを対象に、居場所を運営しているこども食堂と一緒にお菓子やお米などを持って家庭訪問し、居場所に繋ぐ取り組みを行っており、一定の成果がみられています。

さらに、他のこどもと会うのが怖いなどの理由でこれらのリアルな居場所に行けないこどもたちを対象に、全国でこどもの居場所支援を行っている認定NPO法人カタリバと市内で居場所づくりを行っているNPO法人太陽の家と三者で協定を締結し、認定NPO法人カタリバが運営するメタバース空間を活用した居

場所を設置しました。

この空間では学習支援以外にもゲームと一緒にやる支援なども行っており、この空間でエンパワメントされたこどもたちをリアルな居場所に繋げられればと考えています。

図11 メタバースを活用した居場所



このように桑名市では、様々な民間団体とコラボし、事業を拡充させて頂いているのですが、地域資源開拓のコツは、①できるだけ地域に出向くこと、②児童福祉以外の方々（高齢者福祉、障害者福祉など）、市外、県外の民間の方々ともコラボすること、③常にアンテナを張り、良い情報があればこどもたちのために何かできないか身構えていることなどかなと思います実践しているところです。

最後に、児童相談所など関係機関との連携について、お話しいたします。

児童福祉と母子保健は、“一体化”して支援しているとお伝えしましたが、児童相談所とは“一体的支援”を行っています。

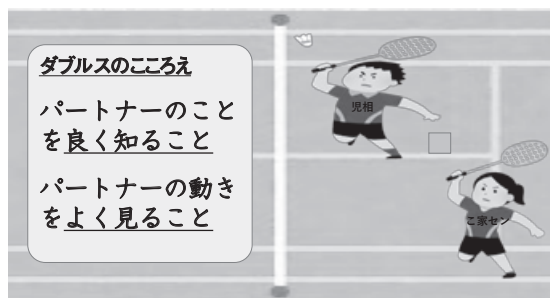
また、バドミントンの話になるのですが、スポーツ少年団に入ってきたばかりのこどもたちは、シャトルが飛んでくると、2人で同じところに走って行って、2人でシャトルを取り合うようにしています。

これが上級生になってくると、パートナーがどう動くかよく見て、予想して動いています。

児童相談所との“一体的支援”も同じで、支援が必要な家庭に対してパートナーはどう

動くのか、よく見て、予想して、役割を決めること。また、もうひとつは連絡を密に取り合うこと。そのためには、一時保護児童も含めて、児童相談所が主として関わっていることについても、少なくとも市区町村はその状況を把握し、家庭復帰後はすぐに支援できる体制を整えておく必要があると考えています。

図12 ダブルスのころえ



4 さいごに

シングルの母親が幼児を虐待死させてしまった他市町村の事例ですが、母親はその子の出産時、自宅で分娩し、育てることはできないと思い、約800km離れた赤ちゃんポストに預けに行ったようです。

幼児を死亡させてしまったことは、許しがたいことではあるのですが、一方で、自宅を出産して、おそらく車でだと思いますが、赤ちゃんを隣に乗せて10時間以上かかって運ぶ。その時の母親の気持ちはどんなものなのかと想像してしまいます。

私たち市区町村は、「こどもの命」を守ると共に「こどもの最善の利益」を守る。

そのためには、こどもはもちろんですが、保護者の方々にも、こども家庭センターへ行ったら安心する、こども家庭センターの保健師さんやワーカーさんと話をしたら頑張ろうという気持ちになれる。そんなセンターになりたいと考えています。

著者略歴

牧戸 貞（まきど・ただし）

1983年4月三重県採用。社会福祉士。三重県では、児童福祉、障害者福祉関係の職場を中心に勤務。児童相談所では児童福祉司として、県障害福祉課では、主に精神障害者支援として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、吉本興業と協定締結し、精神障害当事者とよしもと芸人とのよしもと新喜劇の開催などに携わる。

2020年3月三重県を早期退職し、桑名市役所勤務。同年4月から現職。現在、こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会臨時委員、西日本こども研修センターあかしこども家庭支援事業アドバイザーなどを務める。